

○議長（高橋伸二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十三番、天下みゆき君。

〔二十三番 天下みゆき君登壇〕

○二十三番（天下みゆき君） 天下みゆきです。日本共産党県会議員団を代表して、質問いたします。

大綱一、県民に寄り添う県政目指して知事の政治姿勢を伺います。

昨年末に日本原水爆被害者団体連絡協議会、日本被団協がノーベル平和賞を受賞し、自らの体験を語る九十歳を超える被爆者の熱い訴えに感動しました。今年は広島・長崎への原爆投下から八十年の節目の年に当たり、ぜひ知事をお願いしたいことが二つあります。一つは、宮城県原爆被害者の会、萩の会が行う原爆死没者追悼平和祈念式典に、今年は知事が参加していただきたい。もう一つは、広島・長崎で開催される原爆死没者慰霊の平和祈念式典に、全国知事会を代表して参加されてはいかがでしょうか。あわせてお答えください。世界中の子供たちに戦争も核兵器もない平和な世界を手渡したい、知事も同じ思いでしょう。ぜひ参加を検討していただきたいと思います。

次に、人口減少対策について伺います。

知事は、新・宮城の将来ビジョンで、政策推進の四本柱の一つに、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を加えましたが、結果が出ているとは言えません。宮城県の二〇二三年の合計特殊出生率は一・〇七と五年続けて過去最低を記録し、全国ワースト三位です。また、県民意識調査では、「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」が、新ビジョンを開始した二一年度以降三年間ずっと不満群の第一位でした。知事は、人口減少社会を口実にして水道事業コンセッションや病院の統廃合、県営住宅の廃止などを打ち出し、県民の不安を募らせてきましたが、多くの県民に届く子育て支援策が乏しいのではないのでしょうか。人口減少対策が最重要課題というのであれば、教育や子育て支援に思い切って予算を投入し、本気になって取り組むべきだと思いますが、いかがですか。来年度の子育て支援に係る予算案は、最重要課題という割に率直に言って、ちまちました予算と言わざるを得ません。知事、国がやることと言って、教育や福祉を後回しにする姿勢を改めて、財政力指数、全国十三位にふさわしく、子育てするなら宮城県でと言ってもらえる県政に転換すべきです。第一に子供医療費助成は、

仙台市が十八歳まで拡充することになり、二〇二六年度から宮城県の全ての市町村が十八歳まで無料となります。県の二分の一の支援も、就学前から十八歳まで拡充することを求めます。第二に、保護者からの要望が強い学校給食無償化に、国待ちにならず、県としても踏み出すべきです。県が応援すれば、市町村は更に子育て支援の拡充を図ることができます。第三に、宮城県の私立高校経常費助成単価は、二四年度三十五万八千四百九十七円で東北平均を約一万二千円下回り、東北最低です。少なくとも一万円以上の引上げを求めます。第四に、統計で見る都道府県のすがた二〇二四によりますと、二二年度の教員一人当たりの児童・生徒数は、小学校、高校が東北一、中学校が二番目に、東北で教員の負担が重い県となっています。二〇年度の児童生徒一人当たりの教育費は、小中高校全てで東北で最低です。一人一人の子供たちに寄り添った教育を行うために、喫緊の課題となっている配当定数を割る教員の未配置を年間通して解消し、抜本的に教員の増員とそのため教育予算の拡充を進めるべきです。以上四点について、お答えください。

人口減少対策のもう一つの柱は、結婚して子供を産み育てられる安定した雇用の実現です。総務省の就業構造基本調査によりますと、二〇二二年の宮城県の非正規雇用率は三五・一％で、非正規雇用者数は三十六万三千六百人に上ります。特に女性の非正規雇用率は五〇・八％と半数を超えています。一三年賃金構造基本統計調査によりますと、宮城県の男性の月額賃金は三十一万七千三百円に対して、女性は二十四万六千六百円で、男性の七六・一％です。また総合政策課の資料によりますと、宮城県は大学卒業・就職により一気に県外への転出が増え、女性はその後も転出超過が続くとしています。宮城県内で雇用の安定を図るためには、県内企業において正社員が当たり前という大きな流れをつくること、特に女性の正社員募集と企業内での登用の加速、男女の賃金格差の是正など、ジェンダー平等の視点も含めて企業に働きかけることが必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

県庁から雇用の改革が必要です。会計年度任用職員は女性が多く、消費者生活相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が多いのが特徴です。昨年六月に総務省から出された事務処理マニュアルの改正で、再度の任用は二回までとされていた更新回数の上限撤廃について、各自治体で定めることができるように

なりました。昨年九月議会でもなやま議員の質問に対して、総務部長は、「ほかの自治体の動向や上限撤廃による効果及び課題を見極めながら、適切に対処してまいりたい」と答えています。改めて、会計年度任用職員の更新回数の上限撤廃を求めます。その後の検討状況もあわせてお答えください。

私は、自治体で働く三十代男性の会計年度任用職員から、三年間働くとまたほかの自治体を探して働くという繰り返しで、いつも雇用は不安定で賃金も低く結婚もできない、将来に全く希望が持てないという声を頂いています。勤務実績なども考慮した採用試験を行うなど、希望する会計年度任用職員の正職員への道をつくることを求めます。いかがですか。

次に、大企業優遇の県政から中小企業の応援の県政への転換を求めて伺います。

宮城県は二〇二三年度までに企業立地奨励金の累計で半額を超える百五十九億円をトヨタ及びトヨタ関連企業に交付し、広域防災拠点事業では、JR貨物に三百五十三億円の移転補償費を支払い、水道事業コンセッションでは、メタウォーターやヴェオリアなどの水メジャーやオリックス・日立製作所などの大企業等で構成したグループに運営権を売却するなど、大企業優遇の政策を進めてきました。今は、一度失敗した半導体企業の誘致に執着しています。しかし、宮城県の企業の九九・八%が中小企業であり、従業員数の八六・一%が中小企業で働き、地域経済を支えています。今、中小企業は原材料やエネルギー価格の高騰分を価格に転嫁できず、賃上げが物価高騰に追いつかず、人手の確保にも苦慮しています。そして今回の当初予算の農林水産業の予算は、一般会計歳出合計の僅か四・六%にすぎません。大企業応援の政治を中小企業・小規模事業者、そして農林水産業をしっかりと支える県政に転換すべきです。いかがですか。

こうした中、岩手県では二三年十二月補正で、岩手県物価高騰対策賃上げ支援金事業を打ち出しました。時給五十円以上の値上げを一年間継続して実施することを条件に、従業員一人当たり五万円、最大百万円、二十人分を支給するもので、事業費は二十一億円、財源は一般財源が十四億六千四百万円余、地方創生臨時交付金が六億三千五百万円余です。岩手県庁に問合せたところ、二四年度の支給件数は二千八百八十九件、支給人数は二万三百十三人、支給額は十億千五百六十六万円でした。更に岩手県は、二四年十二月補正予算で賃上げ支援金の継続を決めました。今度は時給六十円以上の賃上げを条

件に、従業員一人当たり六万円、最大五十人分三百万円に拡充しました。中小業者の皆さんから、制度の継続は大歓迎だ、また利用したいと期待の声が上がっています。知事、中小企業は利益幅が小さく、赤字企業も多い中、自己努力だけでは賃上げは難しいのが実態です。物価高騰は、今後も続きます。岩手県などの先行事例を研究し、宮城県も賃上げ支援を行うことを求めます。その上で、中小企業への恒常的な賃金の直接支援をぜひ国に要望していただきたい。あわせてお答えください。

次に、障害のある人もない人も安心して暮らせる宮城を求めて、最初に、旧優生保護法について伺います。

村井知事は、二月十二日に旧優生保護法のもと、強制不妊手術を受けた被害者等と面会し謝罪をしました。宮城県は愛の十万人運動で音頭をとり、全国二番目の被害者数となった県です。二度とこのような人権侵害を許さないために、障害者差別と優生思想の根絶に向けて、しっかりと取り組む知事の決意を伺います。お答えください。被害者に補償金のお知らせをどのように行うのか伺います。記者会見で知事は、一時金の申請をしている方には通知する、氏名と住所を把握できる方には、市町村に確認して対応すると話していました。宮城県は二〇一八年に担当課の皆さんが大変な御苦勞をされて、県の公文書館や市町村、病院、障害者施設等を調査し、旧優生保護法に基づく書類から九百人のお名前を確認し、更にそのほかの書類から判明した方もいらっしゃいました。そこでお尋ねします。第一に、一時金の申請をした方は何人いるのか。第二に、お名前や住所が分かる方については、市町村と確認後、山形県のように、被害者一人一人について、県の担当者が施設等を訪問して、施設長と相談を重ねながら、御本人や御家族と面談するなどの丁寧な取組が必要だと思うが、宮城県はどのように対応するのか。第三に、宮城県の旧優生保護法の被害者数は、当時の厚生省の統計によると千四百六人に上ります。最後の一人まで補償金を届けられるよう引き続き調査を行い、しっかりと対応すべきかどうか。第四に、こうした丁寧な取組を長期間進めるための特別体制が必要と考えるかどうか。以上四点についてお答えください。

次に、障害者医療費助成制度について伺います。

障害者団体や塩釜地域二市三町の首長で構成する塩釜地区広域行政連絡協議会から、宮城県の障害者医療費助成制度を償還払から窓口無料の現物給付に変えてほしいという

要望が毎年出されています。二四年四月一日時点の埼玉県の調査によりますと、全国の障害者医療費助成制度は、現物給付が二十四都道府県、現物・償還併用が十六県、自動償還払が二県、単なる償還払が五県で宮城県が入っています。知事は、最後の一県になるまで県民の願いに背を向けるのでしょうか。東北で償還払いは宮城県だけです。二〇年二月の市町村意向調査では、現物給付を望む市町村は十七市町村、四十九%ですが、国庫負担減額措置の二分の一を県が負担する場合は、二十二市町村、六十三%が現物給付と回答しています。市町村とよく話し合つて、県が国庫負担減額措置の二分の一を負担して、一日も早く現物給付、窓口無料とすることを求めます。そして、全国知事会や市長会、町村会とも連携して、国庫負担減額措置の廃止を国に強く求めるべきです。あわせてお答えください。

大綱二、四病院再編について伺います。

精神医療センターの名取での建て替えが決まって本当によかったです。前回の知事選公約に富谷での合築移転を表明してから三年二か月にわたり混乱を招いたのは、精神医療について理解をしているとは言い難い知事が、当事者である患者さんや現場をよく知る精神医療センターの職員をないがしろにして強行しようとしたことが、最大の問題だったと思います。知事は大いに反省するべきですが、知事の認識を伺います。これを繰り返さないためには、障害者権利条約の「私たち抜きに私たちのことを決めるな」を堅持して、今後の土地の選定や設計・建設に至る全ての過程に患者さんや現場の病院職員などの参加を位置づけて意見を聞き、適宜、精神保健福祉審議会に諮ることが大切だと思いますが、知事いかがですか。

新病院建設用地は、宮城県及び宮城県立病院機構の土地、現精神医療センター、精神医療センターグラウンド、精神医療センター作業地、現がんセンター、旧高等看護学校の五か所を対象に検討するということでした。精神医療センターは老朽化が著しく、個室不足の解消やバリアフリー化、思春期病棟の改善など、療養環境の整備は待ったなしだと言われており、早期の建て替えが求められていました。用地選定の基準と、そのためのプロセスはどのように考えているのか、お答えください。共産党県議団は一月二十七日に精神医療センターを訪問して懇談してきました。課題となっていた身体合併症の対応について、現在、総合診療医が東北大学から二週に一回、放射線技師はがんセン

ターから毎日来てもらっているとのことでした。角藤院長は、総合診療医には最低でも毎週来てもらいたいと話していました。県立精神医療センターは、県内の精神医療の基幹病院です。総合診療医の体制強化と放射線技師の常勤配置を政策医療として位置づけ、県の責任で配置すべきと考えますが、いかがですか。また、夜間の急を要する対応は、仙台市立病院や国立医療センター等との連携体制の強化に県も力を尽くすことを求めます。お答えください。

次に、東北労災病院について伺います。

精神保健福祉審議会に出された資料では、県北部の患者の精神科医療に対応するために必要な機能を富谷市に移転とありますが、具体的にどういうことか、お答えください。県と労働者健康安全機構との協議は、来年度に持ち越すとされていますが、二三年二月二十日に締結した協議確認書は、あくまで移転合築に向けたものであり、移転合築がなくなった今、前提が失われています。来年度に協議を持ち越さず、協議確認書は解除することを、知事、決断すべきです。いかがですか。

次に、県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合について伺います。

共産党県議団は、そもそも統合に反対で、仙台赤十字病院の八木山地区での建て替えと県立がんセンターの存続を求める立場ですが、事態が進む中で危惧する幾つかの点について伺います。当県議団は一月二十三日に県立がんセンターを訪問し、懇談を行いました。総長は、新病院の診療の目玉はがん医療だと話しておりましたが、同行した共産党の名取市議によりますと、名取市長は、断らない救急医療を行う総合病院が来ると市議会に説明しているということです。新病院のコンセプトに大きなギャップがあるのではないのでしょうか。県立がんセンターの看護師さんからは、「緊急度と重症度が高い救急医療と、一人一人の患者のニーズに応じて最適な医療を提供し、苦痛や不安を和らげる緩和ケアを行うがん医療は両立するのか」と不安の声が上がっています。どのように答えますか伺います。新病院の基本構想には研究所がありません。県立がんセンターは、研究所があることで医療と研究一体で医師を確保・育成し、がん医療の水準を高めてきました。知事は、県立がんセンターの研究所をどのように評価しているのかお答えください。また、研究所をなくして、がん医療を担う医師の確保・育成や医療の質向上に支障を来すことはないのか伺います。

次に、八木山地区の今後の医療体制について伺います。

昨年四月二十七日の東北工業大学八木山キャンパスで開催された住民説明会で、県は、八木山地区の医療体制をどうするのかといったことについては、今後とも検討を進めながらしっかりと説明できるよう努めると答えています。あれからもうじき十か月になります。どのような検討を行ってきたのか、また、いつ八木山地区の住民や仙台赤十字病院の患者さんなどに説明をするのか、お答えください。

大綱三、保険料水準の統一は国保税・料引上げの道について質問します。

宮城県は二〇二六年度から、各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない納付金ベースの統一を実施し、三〇年度から、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする完全統一を目標としつつ、遅くとも三三年度までの実現を目指すとしています。そもそも、国民健康保険は年金者や非正規労働者など低所得者が多く、宮城県の法定軽減世帯の割合は六割を超えています。そして国保は、保険料が労使折半となる社会保険に比べて倍近く負担が重い。宮城県の各市町村は、二〇一八年度の国保都道府県単位化後、高い国保税を下げるために国保の財政調整基金を投入してきましたが、基金は枯渇してきています。今後、二六年度の納付金レベルの統一、すなわち市町村の実際の保険料率を県が示す標準保険料率にいくために、今、多くの市町村が国保税の引上げを迫られています。例えば塩竈市の場合、給与収入三百八十万円の一人世帯の国保税は現在三十一万九百円ですが、県が示す保険料率になると、三十八万二千八百八十六円と七万円以上の引上げとなります。医療費の増加と被保険者数の減少が続く中、その後も更に国保税・料は上がると思われます。国保の保険料水準の統一は、そもそも高い国保税を更に引上げ、物価高騰の中、生活への打撃がますます大きくなると思いますが、知事の認識を伺います。高い国保税の更なる値上げを食いとめ、むしろ引き下げることが必要です。全国知事会や市長会、町村会なども、毎年国庫負担割合の引上げを国に要望し続けています。知事、全国知事会がかつて提言したように、全国知事会長として、改めて公費一兆円を投入して協会けんぽ並みにすることを国に強く求めていただきたい、いかがですか。また、来年度国保税の引上げを押さえるために、県としてどのような手だてを打つのか、お答えください。保険料水準の統一は国保税が上がるだけではありません。住民の暮らしを守るために、各市町村が行ってきた災害や病気、失業、

収入減、低所得、子供の均等割などの独自減免が完全統一の名で平準化され、現在より後退する自治体も出てくるのではないかと危惧されますが、いかがですか。

次に、保険者努力支援制度について伺います。

二〇一八年度の都道府県単位化から本格実施されたとんでもない制度が、保険者努力支援制度です。以下、二点について伺います。

都道府県単位化前、市町村は国保会計が赤字になるときは一般会計から繰入れて補填してきました。今も一般会計からの法定外繰入れは、法的には問題ないとされています。ところが、保険者努力支援制度により、一般会計から法定外繰入れをしていない市町村には、国の交付金が増える一方で、繰入れをした市町村は交付金が減らされる。更に繰入れをした市町村があると、都道府県への交付金も減額する仕組みをつくりました。よって県は厳重な市町村監視役となり、市町村は一般会計からの繰入れができず、国保税引上げを迫られることになります。県や市町村をがんじがらめにして、住民に国保税値上げを強いる保険者努力支援制度の仕組みについて、知事の見解を伺います。

厚労省は、十八歳未満への子供医療費助成を独自に行う市町村に国庫負担減額措置、ペナルティーを講じてきました。これに対して住民運動や全国知事会などがペナルティー廃止を国に要望してきました。その結果、政府が二〇二三年十二月二十二日に閣議決定した子供未来戦略に基づき、二四年四月一日から十八歳未満までペナルティーが廃止されました。ところが喜んだのもつかの間、厚労省は直後の六月二十六日付けの令和七年度保険者努力支援制度の通知で、子供医療費の外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている市町村や、令和六年度に一部でも窓口負担を復活させた市町村に交付金を増やす措置を示したのです。これは長年の住民の願いにも、市町村の努力にも逆行するもので、全く許しがたい行為です。交付金を使って、子供医療費助成の窓口負担無償化に圧力をかけることは、地方自治の侵害であり、村井知事は知事会の会長として国に抗議し、この仕組みを直ちにやめるよう国に強く要請することを求めます。お答えください。次に、十割負担の特別療養費について伺います。

国民の反対の声が強い中、厚労省は昨年十二月二日から保険証の新規発行を停止しました。これに伴い短期保険証と資格証明書が廃止され、医療費の自己負担割合が十割となる特別療養費の事前通知の仕組みが始まりました。一年間の長期滞納者が対象とさ

れています。厚労省の通知にあるように、機械的に事前通知をするのではなく、滞納者には訪問等で仕事や家庭の状況をつかみ、病気や失業、収入減、低所得など特別な事情がある場合は減免の対象とする、生活困窮者は福祉と連携するなどの対応を行うよう、県として市町村にしっかりと周知徹底するとともに、適宜チェックすることを求めます。いかがですか。なお、市町村における窓口一部負担金及び保険料の減免実施率が、仙台市の低所得減免を除くと全体に低い実態です。市町村の独自減免の拡大や住民への周知を求めます。お答えください。

大綱四、女川原発で使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設の設置について伺います。

最初に、女川原発の乾式貯蔵施設について、規制委員会の許可はどのような経過を経ていつ頃決まるのか。知事は、東北電力との安全協定に基づく了解をどのようなプロセスで何を基準に判断するのか。判断の前に県民の意見を聞くことは考えていないのか、以上三点についてお答えください。

六月議会の一般質問で、乾式貯蔵施設は一時的に貯蔵する施設ということだが、何年間貯蔵してどこに搬出するのかという私の質問に対して、復興・危機管理部長は、一時的なものとしか言えず、搬出先はこれまでに搬出実績のある国内外の再処理事業者と答えました。十一月十五日にストップ！女川原発みやぎ女性議員有志の会で、東北電力と懇談し、同じ質問をすると東北電力はまだ決めていないと回答しました。知事、こんな見通しのない回答では一時的で済むとは誰も思いません。女川に長期保管されて、使用済み核燃料の最終保管場所になってしまうのではないかという危惧は消えません。乾式貯蔵施設での保管が一時的だという保証がどこにあるのか御説明ください。日本原燃は八月二十九日に六ヶ所村再処理工場の二十七回目の工事延期を表明しました。今、全国で乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の建設が一気に進んでいるのは、再処理工場の見通しが立っていないからです。知事は、原子力政策は国策だと逃げますが、知事にはそこに住んでいる住民の命や健康、財産を守る責任があります。使用済み核燃料の行き先も時期もはっきりしない乾式貯蔵施設の設置は認められないと、東北電力にきっぱりと言うべきではありませんか。お答えください。もう一つ、六月議会で私は乾式貯蔵施設について、県が住民説明会例会を開催するよう求めました。復興・危機管理部長は、東北電

力に地元住民への丁寧な説明を行うよう求めると回答しました。確かに東北電力は各戸訪問して住民と会い、パンフレットなどを配ったようです。ところが、女川町議二名が行ったアンケート調査、百八十七人の回答は次のような結果でした。乾式貯蔵施設の計画については、五二％が分からないと回答、施設設置への賛否は六四％が反対で賛成は一五％でした。一時保管の説明については、六十八％が曖昧で決まっていないことが多いと答え、東北電力による説明会の実施は六八％が必要、住民投票には六〇％が必要と答えました。知事、これではとても住民の理解が得られているとは言えません。改めて東北電力に住民説明会を行うよう、県が要請することを求めます。いかがですか。乾式貯蔵施設は、核燃料プールが満杯となる中で、原発を長期にわたって運転するためには、知事は乾式貯蔵施設について不同意とし、女川原発二号機は停止するよう、東北電力に要請すべきです。お答えください。

最後に、三号機の再稼働などもつてのほかだと申し上げて、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 天下みゆき議員の代表質問にお答えいたします。大綱四点ございました。非常に質問が多いので簡潔に答弁いたします。

まず大綱一点目、県民に寄り添う県政を目指して知事の政治姿勢を問うとの御質問にお答えいたします。

初めに、平和祈念式典に参加してはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

昨年十二月に日本原水爆被害者団体協議会にノーベル平和賞が授与されましたことは、核兵器のない世界の実現に向けた長年の努力が認められたものであり、大変喜ばしく、国民の一人として誇りに思うものであります。このことは宮城県原爆被害者の会である萩の会が長年にわたり実施してきた活動も含めて、評価されたものと感じており、私自身も萩の会が開催する式典に出席したことがございますので、今後の参列についても検討してまいります。また、広島市と長崎市でそれぞれ開催される原爆死没者犠牲者を慰霊し平和を祈念する式典につきましては、平和の大切さを訴え続け、次の世代に伝

えていくことの重要性等も踏まえながら検討してまいります。

次に、教育や子育て支援の予算についての御質問にお答えいたします。

教育や子育て支援は大変重要であると認識しており、新・宮城の将来ビジョンにおいて、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を県政の新たな柱とし、取組を強化してまいりました。来年度当初予算においても、人口減少対策を重点項目の一番目に位置づけ、その中でも特に子ども・子育て分野については、結婚から妊娠、出産、子育てまで、切れ目のない支援や学校かつ生活学習に困難を抱える生徒にも対応する新たなタイプの学校の創設、ICTを活用した教育の充実などに取り組むこととしております。また、企業誘致などによる質の高い雇用創出と社会増のための様々な施策を進めるとともに、それぞれの地域が活力を維持しながら持続的に発展できるよう、若者や女性に選ばれる地域づくりに取り組んでまいります。引き続き、市町村や関係団体と緊密に連携を図りながら、できる限りの施策を丁寧に進め、人口減少対策を積極的に進めてまいります。

次に、県内雇用の安定についての御質問にお答えいたします。

結婚や育児などの事情にかかわらず、希望する全ての方が男女ともに正社員として安心して働き続けられる職場環境の整備は、人口減少対策の観点からも大変重要であります。このため県では、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターを昨年度設立し、育児などの事情から離職した女性に対し、正規雇用も含めた就業支援を実施しているほか、社会保険労務士の派遣や企業訪問の実施、女性管理職の登用や短時間正社員制度をテーマとした経営者人事担当者向けセミナーの開催などにより、企業に対しましても積極的な働きかけを実施しております。更に来年度からは、一定期間以上育児休業を取得した男性従業員がいる県内中小企業に対する奨励金の新設を予定しており、家庭内での育児の分担を促すことにより、女性の雇用の安定や職場での活躍を推進し、ひいては男女間賃金格差の是正につながるものと考えております。このような企業に対する働きかけや支援をなお一層強力に実施することで、性別を問わず活躍できる環境整備を進め、県内における更なる雇用の安定に努めてまいります。決してちまちましてないというふうに思っております。

次に、会計年度任用職員の再度任用の上限撤廃についての御質問にお答えいたしま

す。

会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限につきましては、昨年六月に国の基幹業務職員において撤廃されたことを受け、我が県におきましても検討を進めてまいりましたが、来年度、一部の職について撤廃する方向で現在詰めの調整を行っております。

次に、中小企業小規模事業者、農林水産業に対する支援についての御質問にお答えいたします。

急激な物価高騰や人手不足により、特に中小企業・小規模事業者、農林水産業者の経営環境は大変厳しいものであります。このため県では、令和二年度から中小企業等の経営基盤を強化する中小企業等再起支援事業を実施し、五千八百六十三件、約五十億円の支援を行い、さきの議会では五億円の追加予算も認められたところであります。また、令和三年度からは、中小企業等の生産性向上支援するため、中小企業等デジタル化支援事業を実施し、更に来年度予算案には、人材確保と定着を支援する新規事業として、中小企業等オフィス改革推進支援事業を計上しております。農林水産分野においても、県産品デジタルマーケティング推進事業や水産物販路開拓事業により県産品の販路開拓支援に取り組むとともに、農林水産業担い手対策事業により就業定着キャリアアップ等のステージに応じたきめ細かな人材確保と育成を行うなど、事業者に寄り添った施策を展開しているところであります。我が県の更なる発展に向けては、県内経済を支えるあらゆる事業者が活躍できる環境づくりが重要であると考えていることから、県といたしましては、引き続き事業者との意見交換を丁寧に行いながら、必要な施策に取り組んでまいります。

次に、障害者差別と優生思想の根絶についての御質問にお答えいたします。

私は、旧優生保護法に関する最高裁判所での違憲判決や補償金制度の創設を踏まえ、多くの県民の皆様に回復しがたい多大なる苦痛を与えたことへのおわびの気持ちをお伝えするため、被害者及び関係者の方々と直接お会いする機会を設けさせていただきました。ここに至るまでの当事者のお気持ちを伺い、旧優生保護法に基づき我が県が行ってきたことへの真摯な反省のもとに、このような事態を二度と繰り返さないようにすると、そして被害に遭われた皆様の救済を進める必要性について、思いを強くしたところ

であります。また、新たな法律の前文では、国会及び政府が疾病や障害を有する方々に対するいわれのない偏見と差別を根絶する決意がうたわれておりますが、県政の推進に当たっても同様の決意を持って臨むことが重要であると考えております。今後とも全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、大綱二点目、四病院の再編についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立精神医療センターをめぐる混乱についてのお尋ねにお答えいたします。県立精神医療センターの移転建て替えについては、令和元年度の在り方検討会議の提言に基づき、老朽化した施設の早期建て替えや身体合併症への対応力向上などを目指して取り組んできたものであり、患者や家族などの当事者や関係団体などからの御意見を踏まえ、県立のサテライト案など様々な対応案を示しながら、柔軟かつ慎重に議論を進めてまいりました。県としては我が県の将来を見据え、賛成反対それぞれの立場から様々な御意見を踏まえながら、真摯に検討を重ねてきた結果、時間を要したものでございますので御理解ください。

次に、労働者健康安全機構との協議についての御質問にお答えいたします。

東北労災病院の富谷市への移転につきましては、救急医療や災害医療など政策医療の課題解決につながるものであり、また労働者健康安全機構においても、法人の理念の達成とともに、政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向が示されているところであります。なお現在、労働者健康安全機構において、労災病院グループ全体の経営状況を踏まえた検討が行われており、今年度の決算状況を踏まえるとすれば、協議が来年度をまたぐことも想定されますが、県といたしましては、労働者健康安全機構での検討状況を確認しながら、協議を継続してまいります。

次に、救急医療とがん医療の両立についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合による新病院につきましては、昨年十一月に公表された基本構想において、救急医療や周産期医療、がん医療などを医療機能の柱とし、断らない二次救急医療体制の構築やがん患者を総合的に診療できる病院を目指すことが掲げられております。現在基本計画の策定に向け、両病院の職員が参加する部門別ワーキンググループなどにおいて、新病院の具体的な機能や規模、診療体制などの

検討を行っているところであり、県といたしましては、新病院がそれぞれの医療機能を最大限に発揮し、政策医療の課題解決に貢献できるよう、引き続き関係者と協議調整を行ってまいります。

次に、県立がんセンターの研究所についての御質問にお答えいたします。

県立がんセンター研究所については、平成五年四月の設置以来、高度で専門的な医療の提供に向け、がんセンターや東北大学病院と連携をしながら、基礎及び臨床研究を推進し、我が県のがん医療水準の向上に成果を上げてきました。新病院では、研究所は設置しない方向で考えておりますが、ゲノム診療科などを設け、がんゲノム医療連携病院として引き続きがんゲノム医療を提供することとしております。また、今後の研究所機能の在り方については、医師の確保・育成の観点なども含め、東北大学と引き続きしっかりと協議してまいります。

次に、大綱三点目、保険料水準の統一は国保税・料引上げの道との御質問にお答えいたします。

初めに、保険料水準統一の認識についてのお尋ねにお答えをいたします。

我が県の市町村国保は、現在、各市町村が個別に保険料率を設定しており、多くの市町村は国保の財政調整基金を取り崩すなどして、保険料率を据え置か低く抑えております。県では国が保険料水準の統一を推進していることを踏まえ、被保険者間の公平性確保の観点から、市町村と検討を重ね、先月、保険料率を県内で統一する完全統一を進めることで合意いたしました。完全統一後の保険料率は今後検討することとしており、現段階で実際の保険料率を算出することはできませんが、今後の検討に当たっては、年度間の大幅な保険料の変動が生じないように留意をしながら、市町村と協議を進めてまいります。

次に、国保税の引下げの方策についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、被保険者数が減少する一方、一人当たりの医療費は増加しているなど、構造的課題を抱えており今後も被保険者の保険料負担の増加が見込まれております。県といたしましては、国に対しまして全国知事会を通じて国定率負担の引上げ等、財政基盤強化のための新しい財政支援について、今後も引き続き要望いたします。また、県の財政安定化基金を活用するなど、保険料の急激な上昇の抑制に配慮しながら、

国保の安定的な財政運営に努めてまいります。

次に大綱四点目、女川原発の乾式貯蔵施設についての御質問にお答えいたします。

初めに、国による施設の許可時期などについてのお尋ねにお答えいたします。

乾式貯蔵施設に関する原子炉設置変更許可申請につきましては、原子力規制委員会による審査が継続しているところであり、許可を判断する時期について承知しておりません。安全協定に基づく事前協議に対しましては、国の審査結果も踏まえ、施設の安全性を確認し地域住民の健康を守り、生活環境の改善を図る観点で判断することとしております。判断に当たり住民合意を必要とするものではありませんが、東北電力に対しましては、県民への丁寧な説明を求めています。

次に、乾式貯蔵施設への一時的な保管に関する御質問にお答えをいたします。

第六次エネルギー基本計画において、使用済み燃料を安全に管理することは、核燃料サイクルの重要なプロセスであり、乾式貯蔵施設等の建設活用を促進することとされており。また、昨日策定された第七次エネルギー基本計画では、第六次計画の趣旨に加え、再処理までの間、貯蔵能力の拡大が重要であるとされ、乾式貯蔵施設等に貯蔵された使用済み燃料は六か所再処理工場へ搬出するという方針も明記されたことから、使用済み燃料の保管は一時的なものと認識をしております。

次に、女川原子力発電所二号機の停止を東北電力に要請すべきとの御質問にお答えいたします。

乾式貯蔵施設の設置に関する事前協議への回答に当たっては、国の審査結果も踏まえ施設の安全性を判断してまいります。また、再稼働につきましては、国のエネルギー政策、地球温暖化対策等も考慮しながら安全性の確保を大前提に令和二年十一月、県議会や市町村長の御意見等をお聞きし政府の方針に対し理解を表明したものであり、現在もその考えに変わりはありません。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、県民に寄り添う県政を目指して知事の政治姿勢を問うとの御質問のうち、私立高校経常費助成についてのお尋ねにお答えいたしま

す。

私立学校運営費補助に係る補助単価については、平成十三年度以降、補助単価を毎年引上げてきたところであり、来年度当初予算における私立高校の補助単価は、対前年度比一・六％、五千五百六十円増額する予定で、伸び率、上げ幅とも過去二十年において最高となっております。今後も引き続き、私学助成の充実にはできる限りの努力をします。

次に、会計年度任用職員の正職員への登用についての御質問にお答えいたします。

任期の定めのない常勤職員の採用に当たりましては、地方公務員法の規定により、原則として競争試験によらなければならず、現に会計年度任用職員である方を例外的な方法で正職員として採用することには課題が多いものと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱四点目、女川原発の乾式貯蔵施設についての御質問のうち、施設の設置は認められないと東北電力に言うべきではないかとのお尋ねにお答えいたします。

東北電力女川原子力発電所に乾式貯蔵施設を設置することについては、施設の安全性を確認し地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る観点から事前協議への回答を行うこととしており、今後、国の審査結果も踏まえ適切に判断してまいります。

次に、東北電力に住民説明会を行うよう求めるべきとの御質問にお答えいたします。東北電力では、これまでに女川原子力発電所周辺地域の全戸を対象に戸別訪問を二回行ったほか、県内全域に対しては新聞折り込みやSNS等により周知を図っていると聞いております。県としましては、東北電力に対し地方にこたわらず住民の皆様にご丁寧説明を行うことを引き続き求めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、県民に寄り添う県政を目指して知事の政

治姿勢を問うとの御質問のうち、子供医療費助成についてのお尋ねにお答えいたします。

我が県では、市町村への助成対象を入院、通院ともに就学前としており、一部自己負担金を課していないこと、完全現物給付方式を採用していること、また、政令指定都市への補助率差を設けていないことを踏まえれば、全国的に遜色のない制度であると認識しております。令和八年度には県内全ての市町村が十八歳までを対象とすることにより、全県における制度の拡充が図られることとなりますが、県として支援対象年齢を引き上げることは、新たな負担増を毎年継続していくための恒久的な財源が必要となるなど、課題があると考えております。こうした制度は本来、ナショナルミニマムとして国が責任を持って整備すべきものであり、全国一律の制度創設について、今後とも全国知事会等を通じて国に要望してまいります。

次に、旧優生保護法一時金の申請者数等についての御質問にお答えいたします。

改正前の法律に基づく一時金の請求件数は百四十一件、新たな法律に基づく補償金等の請求件数は、昨日までの時点で六十七件となっております。また我が県では、旧優生保護法に基づく書類で九百名について手術の実施を確認しており、そのうち当時の住所が把握できる方々に対し、現住所や生活状況を確認した上で対応の方向性を検討することとなりますが、その際に、施設等への訪問が有効と判断される場合には、山形県と同様、職員自らが足を運ぶことも想定されと考えております。継続した被害者の調査については、平成三十年に国の調査に加えて保健福祉事務所や児童相談所の個人相談記録等について徹底した独自調査を実施したところでありますが、県関係機関からの情報収集やサポートに当たる弁護士との連携などを通じて、多くの方が補償金等の認定につながるよう努めてまいります。また、特別な体制の必要性については、新たな法律において被害者本人だけではなく配偶者やそれぞれの遺族も補償金の対象となるなど対象者が大幅に拡大したことも踏まえ、専従職員の配置など体制を強化しているところです。今後とも、制度の周知・広報や市町村からの情報収集等にもしっかりと対応できる体制の構築について検討してまいります。

次に、障害者医療費助成制度の現物給付化についての御質問にお答えいたします。

障害者医療費助成制度の現物給付による窓口無料化は、利用者の利便性向上に寄与するものと認識しておりますが、一方で、国民健康保険の国庫負担金の減額措置は、県

の負担の有無にかかわらず市町村に更なる財政負担が生じることを考慮すべきと考えております。県が令和二年二月に実施した調査では、現物給付を望む市町村が十七ありましたが、令和五年二月の調査では、どの市町村においても国庫負担金の減額措置を踏まえた財政負担の在り方検討までには至っておりませんでした。県といたしましては、国による全国一律の現物給付化に向けた動向を注視するとともに、引き続き市町村とも連携し、国庫負担金減額措置の廃止について全国知事会など様々な機会を通じて国に対し強く要望を行ってまいります。

次に、大綱二点目、四病院再編についての御質問のうち、県立精神医療センターの建て替えに係る患者や現場職員の参加についてのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替えについては、建設用地の選定のほか新病院の具体的な規模や機能、身体合併症への対応力向上など、県立病院機構と連携し様々な検討を行う必要があることから、県といたしましてはその検討過程において、センター職員のほか、患者、家族などの当事者や精神保健福祉審議会などから御意見を伺いながら丁寧に議論を進めてまいりたいと考えております。

次に、精神医療センターの建て替え用地についての御質問にお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替え用地の選定に当たっては、それぞれの候補地について土地の形状等を踏まえた有効面積の確保や土地利用規制建築制限の状況、建設工事に要する期間、整備費用などの比較検討を行う必要があると考えております。県といたしましては、今後、専門的な知見を有するコンサルタントを活用して詳細な分析を行うとともに、精神保健福祉審議会などで御意見を伺いながら建て替え用地の選定を行ってまいります。

次に、県立精神医療センターの身体合併症対応についての御質問にお答えいたします。

高齢化の影響等により、身体合併症患者の増加が見込まれる中、精神科救急など我が県の身体合併症対応力を向上させることは喫緊の課題であると認識しております。県といたしましては、県内精神医療の基幹病院として県立精神医療センターが果たす役割について、東北大学病院をはじめ関係医療機関から御意見を伺いながら、県立病院機構と連携して医師等の配置や機器の整備などについて引き続き検討してまいります。なお、

新しい精神医療センターでは、器質因鑑別のための検査能力向上などセンター単独での機能強化のほか、仙台市立病院などの精神科病床を有する一般病院との一層の連携強化を図ってまいりたいと考えており、夜間・休日の患者の受入れ体制などについてもあわせて検討してまいります。

次に、県北部の精神科医療に対応する機能についての御質問にお答えいたします。

昨年十一月に開催した精神保健福祉審議会では、県立精神医療センターの建て替えの方向性の一つとして、名取市に本院を設置し富谷市には県北部の精神科医療に対応する機能を整備する案を示したところであります。精神科機能の具体的な内容については今後の検討事項となりますが、病床機能を持たず、富谷市など仙台医療圏北部エリアのにも包括体制の充実に資するような患者の相談体制や外来診療の機能などを想定しているところです。今後の労働者健康安全機構との協議の進捗状況を踏まえ、富谷市をはじめ関係者の御意見を伺いながら更に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、八木山地区の今後の医療体制についての御質問にお答えいたします。

仙台赤十字病院移転後の対応については、地域説明会や要望の場などでの不安や懸念の声を踏まえ、先日、仙台赤十字病院とともに八木山地区の町内会の方々と意見交換を行ったところであり、その際には八木山地区の医療体制の確保や跡地の活用などについて要望が出されたところであります。県といたしましては、日本赤十字社とともに引き続き地域住民の声を伺いながら、八木山地区住民への医療対提供体制について検討を重ねた上で対応案をまとめ、地域住民や患者に対して説明してまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、保険料水準の統一は国保税・料引上げの道との御質問のうち、完全統一による市町村独自減免への影響についてのお尋ねにお答えいたします。

県内市町村での完全統一については、来年度から本格的な検討を開始する予定であり、現在、各市町村が独自に行っている保健事業や減免の取扱いについても、被保険者の負担や公平性に配慮しながら協議してまいります。

次に、保険者努力支援制度についての御質問にお答えいたします。

保険者努力支援制度においては、決算補填目的の一般会計からの法定外繰入れを行っていない保険者に加点する評価指標が設定されており、我が県においては全市町村が

加点の適用を受けております。県といたしましては、この繰入れは原則解消すべきものと考えているところですが、保険者努力支援制度については各市町村の実情に応じた柔軟な運用が図られるよう国に要望してまいります。

次に、子供医療費助成についての御質問にお答えいたします。

国は来年度の保険者努力支援制度において、子供の外来医療費を無償化せず、自己負担を設けている保険者に加点する評価指標を設けております。この事業は、各市町村が実施している子供の医療費助成の取組と矛盾するものであることから、県では昨年十二月に国に対して見直しを要望しております。今後も全国知事会などを通じて国に要望してまいります。

次に、国保税滞納者についての御質問にお答えいたします。

昨年十二月に、マイナ保険証を基本とした仕組みに移行したことに伴い、国保税を滞納している世帯主等に対する措置の取扱いについて、新たに国から通知が発出されたところです。県では、この通知の周知・徹底に努めるとともに、運用指針を策定するなど、これまでどおり対象者の実情等に踏まえた適切な対応を行うよう助言等を行っております。また、国保税の減免制度は、国民健康保険法等の規定により、世帯の所得状況など個々の事情を勘案し市町村が条例の定めるところにより実施するものとされております。県では、各市町村の利用状況を確認するとともに住民への周知が徹底されるよう、引き続き助言等に努めてまいります。

私から、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、県民に寄り添う県政を目指して知事の方針を問うとの御質問のうち、中小企業への賃上げ支援についてのお尋ねにお答えいたします。

最新の毎月勤労統計調査によると、県内の実質賃金は前年同月比で十三か月連続してプラスで推移しておりますが、物価高騰が続く中で経済の好循環を実現するためには、物価上昇を上回る持続的な賃上げを確実なものとしていく必要があると認識しております。日本商工会議所では、昨年十二月に中小企業による自発的・持続的な賃上げへの強

力な支援について政府への重点要望を行っており、生産性向上に対する支援と労務費を含む価格転嫁の推進を求めているところです。県としても、持続的な賃上げを実現するためには、生産性の向上や価格転嫁を促進することなどによって中小企業の経営基盤を強化することが不可欠だと考えており、これまでも中小企業等再起支援事業をはじめ、中小企業等デジタル化支援事業や中小企業販路開拓総合支援事業などにより総合的な支援に取り組んでまいりました。御指摘のありました物価高騰対策賃上げ支援金につきましましては、賃上げを促す施策の一つと認識しておりますが、他の様々な事例も含めて研究を進め必要に応じて国への要望も検討してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、県民に寄り添う県政目指して知事の方針姿勢を問うとの御質問のうち、学校給食費の無償化についてのお尋ねにお答えいたします。

学校給食費の無償化については、市長会や町村会などから要望を頂いており、その趣旨を踏まえ国に対して法改正等を含めた必要な措置の検討を要望しております。国では令和五年九月に学校給食費の無償化に係る全国調査を実施し、その結果を昨年十二月に公表したところです。今後これらを踏まえ、国において学校給食費の無償化を含めた議論がなされるものと認識しており、その動向を注視してまいります。

次に、教員の未配置解消のための教員の増員等についての御質問にお答えいたします。

教育は人なりと言われるように、子供たちが充実した学校生活を送るためには教師の存在が大きく、志ある業種を質・量ともに確保することは重要であると認識しております。県教育委員会としては、これまでも学級数等に応じて機械的に算定される定数を上回る教職員定数を確保し、教育の充実に努めているところです。一方で、年度途中の産休・育休取得者の増加などに伴い代替教員の確保が困難となっており、教員未配置の状況が県内の学校でも生じております。このため、教職員定数の確保とともに未配置の解消に向けて代替講師や教職志願者の確保に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問いたします。

最初に、人口減少対策について伺います。知事、よく聞いていただきたいのですが、二月十二日にNHKで取上げていた、江戸時代、米沢藩の上杉鷹山は赤子養育政策——いわゆる子ども手当のようなものと高齢者等への地域福祉の充実、結婚した若者に土地を与えて三年間の年貢を免除するという政策で、領民の懷を温め、新たな産業の創出、養蚕と米沢織で地域経済の振興を図り人口をV字回復させたということが報道されました。上杉鷹山に貫かれている信念は、領民皆が富めばおのずと人も増えということでした。この上杉鷹山の人口減少対策について、知事の御所見を伺います。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） すばらしいと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 私もすばらしいと思ったのでそこは一致しているわけですが、一方で、村井知事の人口減少対策はどうかということなのですが、やっぱり人口減少を口実に県立病院や県営住宅の縮小とか廃止などを進めて、県民が先に不安を持つという状況をつくっているんです。そして学校給食無償化などは非常に多くの子供に関わることなわけですが、そういった多くの子供さんに関わる子育て支援は国がやることって言って、知事はずっとそっぽを向いています。あと、従業員の八六％を占める中小企業や農林水産業への支援策っていう点では、各地域の地場産業という点で見るとまだ薄いのではないかというふうに思います。これではなかなか県民が豊かになれないのではないかと。上杉鷹山の、領民皆が富めばおのずと人も増えようの教えに逆行するのが村井知事の富県戦略ではないかというふうに思うところなのですが、知事のお考えをお聞きたいします。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 決してそういうわけではございませんで、基本的には、県民皆さんが豊かになるためにいろいろ施策を打っているというふうに思っております。ただ、

福祉施策についてはまさに国民全体が豊かにならなければならないという観点から、やっぱりナショナルミニマムとしてしっかり取り組むべきだと、これ私だけじゃなくて知事会全体がお話をしているということでございます。したがって、大きな考え方としては同じ方向を向いているのではないかなというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 国に要請するのはいいんですよ。まず、宮城県が自ら率先してやってその結果をつくりながら国に要請する。こういう姿勢が私は必要なのではないかということで、今後も議論していきたいというふうに思います。

続けて、四病院問題について伺います。御答弁では、富谷市に整備する県北部の患者の精神科医療に対応するための必要な機能ということは今後の検討だが、にも包括体制に資するものになりたいということでした。これ、労災病院がいなくてもあそこに精神科のクリニックなどもありますよね。そういうところと大きく連携してやるということは考えていないのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 労災病院の移転がどうなるかといったことにももちろん関わることでございますので、現時点で具体的にこうしたいといった方向性について明確に申し上げることはまだできない状況ではありますが、イメージとしては答弁申し上げますとおりでございます。例えば、大崎市に県の精神保健福祉センターがございますけれども、あそこでも外来機能を持っておりますので、そういったことなども念頭に置きながらこういった形が望ましいかを検討してまいりたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） そういう意味では、富谷市の精神科機能というか、例えば必ずしも労災が来なくても黒川にある黒川病院などで精神科をつくるとか、いろんな選択肢はあるかと思うのです。そういうようなことも含めて考えていただいて、労災に固執するのはそろそろやめていただくことが必要かなと思っております。そして、やっぱり住民の皆さんとか患者さん、職員の方にもうそろそろきちんと安心していただくために、やっぱり協議確認書の白紙撤回、これをしっかり求めて次の質問にしたいと思います。

県立がんセンターについてなのですが、県立がんセンターが果たしてきた役割の一つが、希少がんや難治がんの治療です。東北大学と県立がんセンターで県内の患者を二分してきました。新病院でもやるとお聞きしていますが、民間病院では一方で経営的にも厳しいとも伺っています。今後、県の運営費負担金がなくなる中で、希少がんや難治がんの治療がこれまで同様の症例数も維持して日赤が運営する新病院で可能なのか、お聞きいたします。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 新病院の具体的な診療科ごとの機能については、まさに今積み上げの検討中でございますので、そういったことの上で基本計画の中で反映されていく部分が出てくると思いますけれども、やはり東北大学等の連携の下、そして今回の新年度の予算に県独自の指定によるがん診療連携拠点病院制度のようなものを設けて、県全体のがん診療の底上げを図って行くべく対策を講じてまいりたいと思っておりますので、総合的な中で県全体の水準を維持していくように努力してまいりたいと考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 希少がん・難治がんについていうと東北大学とも検討してつて必ずおっしゃいますが、東北大学に県立がんセンターのこの希少がん・難治がんの症例数を吸収できるキャパシティーはあるのでしょうか。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） 全部お任せするということはもちろんございませんし、新病院においてまた県内全体の各病院においてどういった形をとっていくかということを経合的な検討の中で決まってくるものというふうに考えてございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 宮城県のがん医療が今後後退するようなことがあれば、この統合計画は見直すべきだということを申し上げて、次に、乾式貯蔵施設について伺います。再処理工場ができていないのに原発を再稼働し、乾式貯蔵施設をつくって使用済核燃料を増やし、高速増殖炉もんじゅが廃炉になって、プルトニウムの使い道がないのに再処理工場を稼働させてプルトニウムを増やして危険なプルサーマルを推進しよう

とし、結局、最終処分場の見通しも立っていないのに、使用済核燃料だけはこの日本にどんどん増えていく、矛盾を将来の世代に押しつけているだけだと思いますが、知事の認識を伺います。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほども知事のほうから御答弁させていただきましたが、この核燃料政策、今までなかなか進んできかなかったというところはありますけれども、今回のエネルギー基本計画でも、国の方針として核燃料政策を進めていくということは強く打ち出されております。我々としてはもともと原子力発電所を稼働するときにもそこを進めてほしいという話をしておりますし、また、様々な機会を通じて国のほうにも要望を出しております。そういった上で国のほうでしつかり進めていただいて、その中で住民の不安を払拭していただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） この原子力政策は国策だと、それに従ってやるんだということだったと思うのですが、結局、原発も再処理工場も最終処分場も地方に押しつけられ、福島のように地方の住民が大きな被害を受けて今でもふるさとに帰れない。宮城県でも放射性廃棄物やALPS処理水の問題はまだ解決していません。こうした現状を鑑みて、地方の代表である知事がどのように考えるのかと、きちんと国策についても物を言うということが必要だと思いますがいかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） はい、必要なことについては物を申したいと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） この乾式貯蔵施設の了解についてですが、先ほど県民の声は聞かないという御答弁だったかなというふうに思いますが、なぜ聞かないのでしょうか、お答えください。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 先ほど答弁申し上げたのは、住民同意は一応この手続の中では求められていないことでありまして、県民の声をシャットアウトしているわけではございません。私ども様々な場面で……例えば地元の石巻、女川の市町

とも情報交換しておりますし、あるいは原子力発電に対する厳しい方々の御意見は伺っておりますので、そういったものを含めて私のほうとしては国の審査結果やあるいは生活環境の保全、そういったところから最終的には判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 先ほど、東北電力が行っている各訪問での説明。これでは住民は分からないって言っている人が大半だと、こういった結果を御報告したかと思うのですが、それなのに更にやっていたくということだけでは駄目なのではないですか。東北電力にきちんと住民説明会を開いていただいて、知事も参加して住民の声をしっかりと聞く、こういう場を設定すべきだと思いますがいかがですか。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 東北電力、今まで確かに説明をして、今の議員のお話で理解してないというアンケート調査もあったということですから、アンケート調査、私どもも新聞報道等では承知しておりますけれども、回答率について今のお話でいただいた一割未満ではないかなと思います。あとは、確かに説明が足りてないという御意見は承りますけれども、住民説明会をすればそれが解消されるのかということもあります。逆に、東京電力に対してこういったこともお話をさせていただきなう、更に丁寧の説明するようにしてほしいということを要請していくというのが私どものスタンスでありますので、御了承頂ければと思います。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） ちょっと知事にお聞きします。そもそも知事には、女川に使用済核燃料を長期にわたって置かせないとか。女川を最終保管場所にはさせないという、こういった意思はあるのでしょうか、お聞きます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） これは、国のほうが一時的に保管をするということでございますので、長期に渡って……いつまでということのははっきりしませんけれどもそれについては理解をしているつもりでございます。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 知事に最終保管場所にはさせないというね、そういう意思があるのかと聞いているので、それについて答えてください。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 最終保管場所にはならないのではないかと思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 最終保管場所にはならないのではないかと余りにも受動的だと思いますね。宮城県知事としてしっかりさせないということを書いていただきたいと、これ強く要望しておきます。そして、あともう一つお聞きしたいのは、乾式貯蔵施設設置の了解の可否ですね。これを東北電力に伝える前に、当然県議会に諮って議会の意見は聞くということはやりますよね。ここ確認いたします。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 今のこちらの安全協定の中で、例えば昨年も第三ＤＣの了解ということをしていただきましたけれども、これまでそういった形の手續の中でどういう手續を踏んで、最終的な判断を東北電力に伝えるかということは、そういうったこれまでの手續を踏まえながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） これは再稼働するかどうかというときにしっかり議論しましたよね。あと住民説明会もやりました。今回はやっぱりそういった性格のものだと思っております。あそこに乾式貯蔵施設を置くのは。そのことを踏まえてもう一度お願いします。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 再稼働の際の地元の要請というのは、また手續上別の手續であります。今回はあくまでもその安全協定に基づく了解という形になります。これまで私どもが、これに基づく了解をどのような形でやってきたのか、それから同じような施設の設置をほかの地域でもやっているようなこともありますので、そういったところがどういう手續を踏んで最終的な判断を伝えたのかということ踏まえながら、どういう手續でやっていくか考えていきたいと思っております。

○議長（高橋伸二君） 二十三番天下みゆき君。

○二十三番（天下みゆき君） 結局、県民の声も県議会の意見もきちんとともに聞かないというふうに聞こえました。それは大変問題だということを申し上げて終わります。
ありがとうございました。